平成２３年（フ）第６７９号
兵庫県西宮市平木町３番７―307号、前住所大阪市都島区友渕町１丁目４番２―2602号
債務者　石黒　徹也
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８２号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目９番地の１エクシード303号
債務者　山田たまみ
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６９１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目21―12　コープ野村武庫之荘501号室、住民票上の住所兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目14番４―104号
債務者　住田　正義
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８号
福岡県八女市吉田1148番地１の２　サンマリノ吉田Ｃ―102号
債務者　紫牟田繁子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第４９号
福岡県筑後市大字西牟田3744番地
債務者　田中　勝彦
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第９９号
石川県加賀市山代温泉22の55番地１　小中ビル３―Ａ号室
債務者　大林　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第６５号
長野県茅野市玉川3292番地７　平成アパート１号
債務者　小林　昌勝（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第５２号
岐阜県高山市花岡町３丁目61番地13　東進アパート
債務者　宮本　順子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第６７１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目23番11号
債務者　花立　浩子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６７４号
兵庫県芦屋市若葉町２番１―923号
債務者　原田　英樹
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１号
兵庫県洲本市中川原町厚浜960番地１、前住所兵庫県洲本市下加茂１丁目１番40号
債務者　坂口三枝子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１８号
福岡県飯塚市幸袋613番地１　市営幸袋西町住宅１棟１号、前住所福岡県嘉麻市山野1331番地１
債務者　柿坂　　愛
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１２０号
福岡県嘉麻市上88番地
債務者　熊本　　司
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１２７号
福岡県飯塚市中1133番地８
債務者　加茂　純子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１２９号
福岡県飯塚市川島205番地１　市営久世ヶ浦住宅１棟117号
債務者　堤　　利幸
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１３０号
福岡県飯塚市川島205番地１　市営久世ヶ浦住宅１棟117号
債務者　堤　　正子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２５１号
大分市大字下郡1393番地　市営１Ａ１―301
債務者　中島　啓子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係